

令和4年度(令和5年度採用) 豊橋市会計年度任用職員(保育士)採用試験要項

1 会計年度任用職員とは

地方公務員法第22条の2第1項の規定に基づき任用される非常勤職員です。採用されると、一般職の公務員となり、服務規程(職務専念義務や守秘義務等)が適用されます。

2 採用予定職種、採用予定人員及び応募資格等

職種	採用予定人員	必要となる資格等	業務内容
保育士 (託児業務)	1名	保育士資格のある方	通園部門(つつじ教室)に親子で通う子どもの弟や妹(乳幼児)に対して、託児を行います。

[注] 1 年齢、学歴及び国籍要件はありません。

2 障害者の方の受験が可能です。

地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する方は採用されません

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 豊橋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

日本国籍を有しない方について

- 就労可能な、適法である在留資格を有する方に限ります。

申込書類に虚偽の記載があった場合について

- 申込書類に虚偽の記載があった場合には、採用されない場合があります。

3 勤務条件

勤務時間	休日	勤務場所	時給
9:15~12:15	土、日、月、祝休日、年末年始、	豊橋市こども発達センター (豊橋市中野町字中原 100)	1,237円

※ 上記、勤務時間や報酬月額は令和4年度のもので、定期昇給制度はありません。

※ 勤務時間、休日は業務の都合(状況)により異なる場合があります。

※ 原則、所定労働時間を超える労働はありませんが、時期によっては有る場合もあります。

※ 通勤手当に相当する費用弁償を、交通用具及び通勤距離、勤務日数に応じて支給します。但し、通勤距離が2km未満の場合は支給されません。

※ 採用された場合は、労災保険に加入します。また、年次有給休暇、夏季休暇等が、勤務日数、勤務時間に応じ付与されます。

※ 任用期間については、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間。ただし、引き続き業務の必要性があり、かつ勤務状況が良好な場合に限り、改めて任用する可能性があります。

4 試験日、試験内容等

試験日	試験内容	試験会場
申込受付後、こちらで指定します	面接	豊橋市こども発達センター

5 試験結果の開示請求について

豊橋市個人情報保護条例に基づき、口頭で試験結果の開示を請求することができます。電話等での開示はできませんので、受験者本人が運転免許証など本人確認できるものを持参し、直接豊橋市こども発達センターにお越しください。

開示の内容	口頭で開示請求できる期間
総合点数及び総合順位	合格発表の日から1月間

6 応募手続

受験申込	<p>申込期限は令和5年1月31日（火）17時15分まで（必着）です。郵送または持参により豊橋市こども発達センターへ提出してください。</p> <p>〔郵送〕 提出書類に必要事項を記入のうえ、「採用試験受験申込」と朱書きした封筒で、豊橋市こども発達センター宛に郵送してください。なお、配達証明郵便等、確実に配達されたことが確認できる方法で郵送されることをお勧めします。</p> <p>〔持参〕 提出書類に必要事項を記入のうえ、持参してください。受付時間は、<u>祝休日を除く火曜日～土曜日の午前8時30分から午後5時15分まで</u>です。代理の方による持参も可能です。</p>
提出書類	<p>① 写真を貼付した市販の履歴書</p> <p>② 保育士資格を確認できるものの写し</p>

7 その他

- 申込受付後は、履歴書、写真等、一切の書類等はお返しいたしません。
- 関係書類が整っていない場合は受け付けません。
- 問合せ先:豊橋市こども発達センター

〒441-8539 豊橋市中野町字中原 100 番地 電話 0532-39-9200

